

平成30年第4回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年3月1日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 財政援助団体等監査の報告
 - 2) 例月出納検査の報告（平成30年1月分）
 - 3) 総務常任委員会の所管事務調査報告
 - 4) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告
 - 5) 産業建設常任委員会の所管事務調査報告
 - 6) 平成30年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
 - 7) 平成30年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明
 - 陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第13号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
 - 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 6 同意第 1号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議案第 5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案上程（説明）
- 第 9 議案第 6号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更について
- 第10 議案第 7号 町道の認定について
- 第11 議案第 8号 町道の廃止について
- 第12 議案第 9号 美郷町税条例の一部改正について
- 第13 議案第10号 美郷町手数料条例の一部改正について
- 第14 議案第11号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第15 議案第12号 美郷町地販地消・地産外商推進条例の一部改正について

- 第16 議案第13号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第14号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第15号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第19 議案第16号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第20 議案第17号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第10号
- 第21 議案第18号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第22 議案第19号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第23 議案第20号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号
- 第24 議案第21号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号
- 第25 議案第22号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	高 橋 薫 君	企画財政課長	本 間 和 彦 君
税 務 課 長	齊 藤 敦 子 君	住民生活課長	小 原 隆 昇 君
福祉保健課長	高 橋 久 也 君	農 政 課 長	高 橋 穰 君
商工観光交流課長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君

会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	西鳥羽裕君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	深澤克太郎君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋圭子
主査	高橋洋子		

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回美郷町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番藤原政春君、14番深澤均君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月1日から19日までの19日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(議会運営委員長 森元淑雄君 登壇)

○議会運営委員長（森元淑雄君） おはようございます。

議会運営委員会より、会期の日程についてをご報告申し上げます。

2月22日招集告示されました平成30年第4回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

はじめに、本定例会の会期は本日3月1日から19日までの19日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日は議長の諸般の報告、その後、町長の招集挨拶並びに施政方針説明があり、陳情を上程し、委員会付託とします。次に、同意第1号から議案第5号までを上程し、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第6号から議案第22号までを上程し、終了の予定です。

3月2日から4日までは休会とします。

3月5日は午前10時から本会議を再開し、議案第23号から議案第28号までを上程し、終了の予定です。

3月6日は休会とし、必要に応じて関係常任委員会を行います。また、正午を一般質問の通告締め切りとします。

3月7日は午前10時から本会議を再開し、議案第6号から議案第22号までの質疑、討論、表決を行い、続いて議案第23号から議案第28号までの総括質疑を行い、予算特別委員会を設置し、付託をする予定であります。

3月8日から13日までは休会といたします。休会中の日程ですが、8日・9日は予算特別委員会を開催し、予算審査をし、12日・13日は必要に応じて関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

3月14日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

3月15日から18日までは休会といたします。

3月19日は午前10時から本会議を再開し、議案第23号から議案第28号までの予算の審査結果について、予算特別委員会委員長の報告、討論、表決を行います。その後、陳情等の審査結果について、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より財政援助団体等監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より例月出納検査（平成30年1月分）の結果報告がありました。

3として、総務常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

4として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

5として、産業建設常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

6として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成30年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

7として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、平成30年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。これをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成30年第4回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、ホストタウン関連事業として、2月6日、タイ王国ノンタブリー県のアニュラプラシット中学校で福田教育長とタイ王国ノンタブリー県第1地区初等教育局カムチャッド・コンヌー教育局長が「教育交流協定」を締結しましたことを、ご報告いたします。

この協定は、双方の学校教育のさらなる充実と発展に資する教育交流を目指すこと、また、中学生の交流を通して相互理解を深め、国際社会において活躍し得る人材を育成することを目的としております。

次に、町で取り組んでいる薬用植物栽培に役立てていただきたいという趣旨で、株式会社龍角散より寄付金をいただき、2月27日、株式会社龍角散本社で行われた寄贈式に出席したことを、ご報告いたします。

株式会社龍角散は、カンゾウ、キキョウ等の薬用植物栽培の継続的な事業推進と農家の栽培支

援等として3,000万円の寄付、また、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の「生菓の里 美郷」構想推進事業として平場の森の管理や薬用植物の試験栽培等に対する支援として1,000万円の寄付をいただきました。

町では、このうち3,000万円の寄附については、美郷町薬用植物栽培推進基金に積み立て、平成30年度以降のカンゾウ、キキョウ等の栽培拡大のための農家支援等に活用させていただきます。

次に、黒沢地区で発生した給水トラブルについて、ご報告いたします。

2月25日午後6時ごろ、黒沢地区の配水池で低水位警報が作動し、漏水が疑われる事案が発生しました。その後の調査により、漏水が疑われる3カ所が判明し、早急に修繕作業を行っております。現在まで断水には至っておりませんが、対象地区には防災行政無線及びチラシの配布により現況をお知らせし、給水車を出動させるなどの対応をしております。

水道利用者の皆様には、ご迷惑とご不便をおかけしましたことを、おわび申し上げます。

次に、この冬の降雪等の状況についてですが、町内6カ所の観測地点の平均積雪量は、2月19日の194.3センチメートルが最大で、降雪・積雪とも例年に比べ多くなっております。

早朝一斉除雪の出動回数は、11月が4回、12月が13回、1月が19回、2月が16回で、計52回となっており、昨年同時期と比べ、22回の増となっております。

また、2月末現在の雪による被害については、負傷者が重傷9人、軽傷3人、作業場の全壊が2件、一部倒壊が1件、パイプハウスの全壊が3棟、一部倒壊が1棟、公共施設の破損が2件、報告されております。今後も気象情報等に留意しながら、施設管理や住民の安全対策に注意を払ってまいります。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」について、ご報告いたします。

1つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、起業者等総合支援事業の本年度の活用見込みは、歯科技工所1件、接骨院1件、整骨院1件、自動車用品取付工場1件、美容院1件の計5件となっております。また、1月31日から2月2日かけて東京都大田区で開催された「おおた工業フェア」に町内の事業者1社が出展いたしました。この展示会は、すぐれた技術・技能を広くアピールすることで新たなビジネスチャンスの創出を目的に、毎年開催されているものです。今後も既存企業の事業活動に対する支援とともに、起業を目指す事業者へ支援してまいります。

2つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、1月17日、日本航空株式会社秋田支店の職員を講師にお招きし、「JAL折り紙ヒコーキ教室」を開催しました。町内の認定こども園の5歳児約110人が参加し、よく飛ぶ紙飛行機づくりにチャレンジしました。

また、2月3日・4日に日本航空株式会社社員による地域貢献活動「ウインターキャンプ」を開催しました。日本航空株式会社社員20人が来町し、独居高齢者宅の除雪活動や後三年スキー場でのスノーアクティビティ体験、天筆書き体験やわらび座で公演中のミュージカル「びっくり理一郎」を観劇するなどして町への理解を深めていただきました。

さらに、2月15日・16日には、次年度事業に向けた打ち合わせのため東京都大田区職員が、日本航空株式会社の旅行商品開発のため旅行業関係者が、それぞれ来町し、「六郷のカマクラ」を視察、体験をしました。

今後も友好都市や企業との連携協力協定に基づく相互交流を推進し、町の産業振興、観光PR、交流人口の増加につなげてまいります。

次に、各課の個別の取り組みについて、ご報告いたします。

はじめに福祉保健課関係ですが、介護保険制度における保険料については、介護保険計画の改定時において、今後3年間の保険給付等を見通し、検討されることとなっておりますが、その結果、来年度より保険料の月額基準額が6,100円から6,300円に増額することが提案され、先般、大曲仙北広域市町村圏組合の議会で議決されております。

また、後期高齢者医療の保険料については、本年度は2年に一度の見直しの年となっており、秋田県後期高齢者医療広域連合が推計した今後の医療費動向から、来年度からの保険料は現行料率を据え置くことになりました。

次に、商工観光交流課関係ですが、1月17日、秋田県企業誘致推進協議会による首都圏企業懇談会が東京都内で開催され、約160社へのアピールのほか、参加した町内進出企業6社と情報交換を行いました。

また、2月15日、ハローワーク、県及び仙北地域の3市・町で組織する仙北地域雇用促進連絡会議が仙北地域企業説明会を開催しました。この説明会は、地域の高校2年生約460人を対象に、企業の人材確保と雇用を促進するため開催されたもので、企業43社が参加しました。町では、こうした取り組みへの支援により、雇用の拡大につなげてまいります。

農政課関係ですが、平成30年度から米の生産数量目標の配分が廃止され、今後は参考指標となる「生産の目安」を基にJAや集荷業者などの方針作成者と生産農家が米の生産量を決定する仕組みになります。12月に秋田県全体の「生産の目安」が提示されたことを受け、12月11日に美郷町地域農業再生協議会を開催し、美郷町全体の「生産の目安」を56.44%とし、各方針作成者に提示しました。平成29年度と比較した、いわゆる転作率では0.66ポイントの増となっております。

また、平成30年度の水田活用の直接支払交付金については、2月19日、美郷町地域農業再生協

議会において作物別単価を決定し、広報美郷3月号に掲載しております。

今後は、3月23日に平成30年度の農業施策に関する説明会を開催し、国・県の施策もあわせたこれらの内容について、農家へ周知を図ってまいります。

建設課関係ですが、12月から2月末までの発注状況については、道路改良舗装工事1件、歩道整備工事2件、橋梁補修工事1件、道路側溝整備工事2件、河川維持工事4件を、それぞれ発注済みです。

教育推進課関係ですが、1月11日・12日に、3年目となる学校間交流として仙南小学校5年生児童15人が、東京都文京区立千駄木小学校を訪問しました。児童にとっては、東京の学校や都内の様子を感じ取ることで、美郷町について改めて考えるよい機会となりました。

生涯学習課関係ですが、1月17日・18日・24日・25日の4日間にわたり、美郷総合体育館リリオスを主会場に第2回魁星旗争奪少年フットサル大会が開催されました。県内81チーム、800人を超える選手が熱戦を繰り広げ、また、宿泊交流館ワクアスほか町内施設等で交流を深めていただきました。

次に、提出いたしました議案の概要について、ご説明いたします。

同意第1号「美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」ですが、福田世喜氏を引き続き教育長に任命したく、同意を求めるものです。

議案第4号及び議案第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ですが、藤谷純子氏、高橋智子氏を人権擁護委員に推薦したく、お諮りするものです。

議案第6号「大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更について」ですが、大曲仙北広域市町村圏組合の事務所移転に伴う同規約の一部変更について、お諮りするものです。

議案第7号「町道の認定について」及び議案第8号「町道の廃止について」ですが、町道の改良に伴い、お諮りするものです。

議案第9号「美郷町税条例の一部改正について」ですが、特定非営利活動法人凛々会が解散したことに伴い、寄付金税額控除の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第10号「美郷町手数料条例の一部改正について」ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第11号「美郷町国民健康保険条例の一部改正について」ですが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第12号「美郷町地販地消・地産外商推進条例の一部改正について」ですが、広く消費者に支持される美郷ブランドを確立し、地販地消・地産外商のより一層の推進を図るため、所要の規

定を改正したく、お諮りするものです。

議案第13号「美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」ですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第14号「美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ですが、美郷町宿泊交流館にトレーニング室を設置するため、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第15号「美郷町下水道事業特別会計への繰入額について」及び、議案第16号「美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について」ですが、一般会計からの繰り入れにより各事業の円滑な推進を図るため、お諮りするものです。

議案第17号「平成29年度美郷町一般会計補正予算第10号」についてですが、薬用植物栽培支援寄付金及び薬用植物栽培推進基金への積み立て、地方創生応援寄付金の増額、減債基金繰入金及び繰上償還元金の追加、県営基盤整備事業費負担金の増額及びその他事業の実績による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第18号「平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号」、議案第19号「平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号」及び議案第20号「平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号」についてですが、事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第21号「平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号」についてですが、後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第22号「平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第4号」についてですが、営業外収益の増額及びその他事業の実績による事業費の減額等に伴う収入支出予算の補正について、お諮りするものです。

なお、議案第23号から議案第28号までの平成30年度一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算については、「平成30年度施政方針」で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

本定例会において、ご審議いただきます諸議案のご説明に引き続きまして、平成30年度の町政

運営に関する基本的な考えを申し述べ、あわせて予算案の編成方針及び概要についてご説明申し上げます。

まず、町民各位並びに議員各位には、各般にわたる町づくりに広くご理解とご協力をいただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

さて、町では、まちづくりの将来像を「いやしの郷・にぎわいの郷・豊かさを実感できるまち美郷」とした第2次美郷町総合計画を平成27年度からスタートさせ、現在、平成30年度から平成33年度を計画期間とする「後期行動計画」の策定に向けて取り組んでおります。

これまでの取り組みを検証し、重点事業等の充実強化を検討するとともに、美郷町の将来を担う「人づくり」に主眼を置いた新たな視点も加え、町の将来像の早期具現化に向け、各般の施策を計画的に実行してまいりたいと考えております。

こうした取り組みの核心には地域づくりに影響を及ぼす人口減少への対応意識が常に存在しているわけですが、各般の取り組みにより、町民一人ひとりが美郷町に一層の誇りを持ち、今後も住み続けたい故郷として気持ちを強めるとともに、町外の方々には住んでみたい魅力あるまちとして認識を深めることで人口減少に少しでも歯止めをかけるよう、取り組みを重ねてまいりたいと存じます。

また、こうした取り組みを支えるのは財政ですが、主な財源である地方交付税は、平成27年度から漸減期間に入っております。町民生活に不要な混乱を生じさせないよう、町では平成26年度から普通交付税の一本算定に伴う財政健全化の取り組みを毎年度検討し、実践してきておりますが、平成30年度は、その検討の最終年度となります。

項目としては、歳入の施設使用料等の利用者負担に関すること、歳出の扶助費及び貸付金に関することについて、検討することとしております。

さらに、社会経済情勢や行政を取り巻く環境の変化により、新たな行政ニーズや課題等も生ずることから、そうしたことにもしっかりと対応できるよう、望ましい財政状況を目指して今後も町民各位並びに議員各位のご理解とご協力のもと、各般の対応を推進してまいりたいと考えているところです。

こうした考え方や状況を踏まえた上での平成30年度予算案の概要についてですが、一般会計予算案は113億1,389万2,000円で、平成29年度と比べ、4.3%の増となっております。

まず、歳入について申し上げます。

町税については、29年産米の概算金に伴う農業所得の増収及び景気の回復傾向に伴う給与所得の増収を見込み、町民税の増額を見込んでいるほか、軽自動車税についても増額を見込み、計上

しております。

地方交付税については、平成29年度と同様、普通交付税の一本算定に伴う減額等を勘案し、前年度を下回ると見込み、計上しております。

町債については、事業により過疎対策事業債と合併特例債を選択するとともに、プライマリーバランスに留意し、起債額が償還元金総額を上回らないように配慮したほか、繰入金については、公共施設整備基金や地域振興基金等を繰り入れ、後年度の多様な財政需要に応えられるよう、財政調整基金からの繰り入れを控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

基本として、第2次美郷町総合計画の着実な推進を意識した編成に努めております。経常的経費については、平成26年度からの財政健全化の対応を引き続き実施することとしております。政策的経費については、人づくりの視点を踏まえ、産業振興や地域振興に係る交流促進に資する取り組み等に積極的に財源を配分しております。

また、特別会計及び水道事業会計については、制度改正等の情報を的確に捉え、受益者負担の原則にのっとり、適正な予算計上に努めました。

国民健康保険特別会計については、少子高齢化による現役世代の負担増等の制度が抱える構造的な課題に対応するため、平成30年度から県が国民健康保険制度の財政運営責任を担うこととなり、国・県補助金や交付金等が県予算となるなど、制度改正を踏まえた予算編成を行っております。

水道事業会計については、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、引き続き安全で安定した水道水を供給するため、国の指導に基づき、予算編成を行っております。

各特別会計及び水道事業会計の予算案規模は、国民健康保険特別会計が22億6,324万6,000円で、平成29年度と比較して22.3%の減、下水道事業特別会計が2億666万7,000円で0.9%の増、農業集落排水事業特別会計が2億2,527万2,000円で5.5%の増、後期高齢者医療特別会計が1億9,764万9,000円で10.9%の増、水道事業会計が7億518万4,000円で7.2%の増としております。

次に、第2次美郷町総合計画に定める、まちづくりの「8つの目標」の主な取り組みについて申し上げます。

「快適さを実感できるまち」についてですが、道路整備については、測量調査4路線、改良舗装工事2路線、舗装工事1路線、危険交差点改良1カ所、橋梁補修工事5橋について推進するほか、道路維持については舗装補修工事4路線を実施してまいります。

除雪関係については、過年度の実績等を踏まえた除雪予算を計上しているほか、老朽化した除

雪機械の更新や中央通り線の消雪施設の点検整備等を実施してまいります。

河川関係については、県との関係性を踏まえながら、町管理の3河川のしゅんせつ工事を実施してまいります。

水道事業については、引き続き安全で安定した水道水を供給するため、千畑中央地区の導水管改修工事、千畑東部地区の紫外線処理施設設置に向けた調査設計業務、仙南地区配水連絡管の布設工事、水道施設遠方監視システムの更新工事をそれぞれ実施してまいります。

下水道と農業集落排水事業については、適正な施設運営に努めるとともに、未接続者に対して、トイレ水洗化と生活雑排水浄化について啓蒙・啓発を行い、その加入を促進してまいります。また、老朽が進んだ後三年地区農業集落排水処理場については、機能強化に向けた全体設計業務を実施してまいります。

「豊かな環境がひろがるまち」についてですが、環境保全については、古布回収の年4回の実施、水銀を含む恐れのある蛍光灯、乾電池、ボタン型電池等の回収を継続するほか、引き続き町内3カ所において小型家電製品の回収を推進し、来る2020東京オリンピック・パラリンピックのメダル製作に寄与してまいります。

水環境保全については、水資源を育む水源涵養林の保全等を目的に植樹事業を継続するとともに、七滝山の針広混交林化に向けた林道を整備するための全体計画、調査測量に着手いたします。また、水環境保全への意識啓発や環境整備を推進するため、水の郷シンポジウムの開催や水環境学習、清水周辺環境保全活動モデル地区への支援、合併浄化槽の整備支援を引き続き実施してまいります。

「豊かな心で健やかに過ごせるまち」についてですが、これまでに策定した「健康みさと21計画」、「美郷町セルフケア推進方針」に基づき、医療費の適正化と健康長寿を目標に、引き続き各般の事業を着実に実施してまいります。

健康づくりの充実については、特定検診等の結果から、特に高血圧、高血糖対策が医療費適正化のための課題とされており、新たにウォーキングコースと活動量計を組み合わせ運動習慣の意識づけに取り組むとともに糖尿病の重症化予防を中心に保健指導を充実してまいります。また、乳幼児期からの健康意識向上のために実施している「虫歯のない子」の表彰記念紙等について、美郷大使永田 萌氏にデザインを依頼し、一層の意識づけを図ってまいります。

がん対策については、検診の推進とともに、がん患者の精神的・経済的負担を軽減し、早期の社会復帰を促すため、これまでのがん患者用ウィッグへの助成に加え、新たに乳房補正具への助成を行ってまいります。

心の健康づくり対策については、地域から1人の自殺者も出さないよう「美郷町自殺対策計画」を策定し、各般の取り組みを進めてまいります。

介護予防・日常生活支援事業については、地域の実情に応じたサービスの選択肢を増やししながら、より地域に密着した地域包括支援体制の構築を進め、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行ってまいります。

認知症に対する支援については、認知症の方と家族及び地域・医療・介護が連携して取り組む仕組みづくりや、認知症予防のための教室等の実施回数を増やすなどの取り組みを充実してまいります。

なお、金婚式や長寿祝い金については、現在の社会環境を踏まえるとともに、先に述べました健康長寿や認知症対策等の取り組みにさらに注力するため、一部見直しを行ってまいります。

障害者福祉対策については、第6期美郷町障害福祉計画により、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の充実を図るとともに、社会福祉法人水交会が実施する「かわ舟の里 角間川」の整備に助成を行ってまいります。

児童福祉対策については、児童虐待への対応など、福祉的かかわりが必要な児童等への家庭訪問等の取り組みを強化してまいります。

子育て支援については、事業を紹介する冊子「子育て支援ガイド」を作成し、母子手帳交付時や子育て中の保護者に配布・活用いただくほか、平成30年4月2日以降に第3子以降の子が生まれた世帯に対し、年1万5,000円を上限に子育て用品の購入費や子育てタクシー利用料等に対する助成を行う新たな制度を設け、子どもの多い世帯への支援の充実を図ってまいります。

「豊かで活力を生み育むまち」についてですが、小中学校で行われているふるさと教育・キャリア教育の充実を図るため、教育冊子「みさと働きびと」や映像資料を活用して学習効果を高めるとともに、町内において小学生の職場体験を実施してまいります。

また、大学から講師を招くなど、学力向上に向けて授業改善のための研修活動を推進するほか、児童生徒が新聞に親しみ、社会情勢や文化等への興味・関心を高め、読解力や表現力の向上を図るため新聞活用教育の一層の充実を図ってまいります。

また、美郷中学校、仙南小学校の壁画を製作した大小島真木さんに、平成30年度は千畑小学校にて壁画を製作していただきます。

子どもふるさと交流については、子供たちの体験を豊かにし、人間関係を形成する力を高めるため、町内小学生の宿泊体験活動や児童交流を継続して行うほか、42回目を迎える千畑小学校と港区御田小学校の相互交流をはじめ、仙南小学校と文京区千駄木小学校、六郷小学校と大田区高

畑小学校との学校間交流を実施してまいります。

タイ王国との教育交流については、タイ王国ノンタブリー県第1地区初等教育局と町教育委員会との「教育交流協定」に基づき、5泊6日の日程で中学生の相互訪問交流を実施し、お互いの理解を深めるとともに、国際的視野を持った人材育成を目指してまいります。

こども園の施設整備については、千畑なかよし園の3歳未満児棟へのエアコン設置工事のほか、各種修繕工事を行い、園児の保育環境の向上を図ってまいります。

また、こども園の修了証書については、美郷大使永田 蒔氏にデザインを依頼し、婚姻、出生、虫歯のない子表彰とあわせ、美郷町ならではのデザインで製作し、お子さんの成長をお祝いしてまいります。

学校の施設整備については、六郷小学校と千畑小学校において、トイレの洋式化改修を実施してまいります。また、英語教育やプログラミング教育等の授業効率を高めるため、電子黒板やタブレット端末を整備するほか、これらを有効に活用するための無線LANアクセスポイントの整備を実施してまいります。

芸術文化事業については、学友館において、日本航空株式会社の特別協力により、空の科学などを学ぶ機会を創出するため、(仮称)空と飛行機の世界展を開催するほか、町内のわら細工やあけびづる細工など、生活に根差した用具を見直し、手仕事への関心や技術継承の意識を高めるとともに、日常生活における美意識を喚起するため「民藝展」を開催いたします。

成人教育については、ことしも各界の第一線で活躍されている方々を講師に迎え、「挑む」をテーマに美郷カレッジを開催し、町民が創造的で充実した人生を送るきっかけづくりを実施してまいります。

スポーツ振興については、新たに秋田県自転車競技連盟主催の「サイクルチャレンジカップ美郷」を支援するほか、美郷総合体育館リリオスの屋上防水工事、弓道場屋根塗装工事等を行ってまいります。また、美郷総合体育館リリオス前に町の各種情報やイベント情報等をリアルタイムに表示できる電光掲示板を整備するほか、宿泊交流館ワクアスにトレーニングルームを整備し、町民の健康維持・増進や各競技の練習・合宿誘致など利用促進につなげてまいります。

「交流でにぎわいと笑顔あふれるまち」についてですが、交流の充実については、交流人口の拡大に資するよう、引き続き自治体連携を促進するほか、日本航空株式会社をはじめとした協定企業との交流を推進してまいります。

東京都大田区との交流については、大田区六郷自治会との交流をもととしながら保護者参加型の子どもガーデンパーティ関連事業を継続して実施し、さらなる交流推進を図ってまいります。

また、長野県東御市、北海道中富良野町、栃木県那珂川町との交流については、相互の自治体
が持つ地域資源の活用を図るとともに、特産品取り扱いの拡充等を通して交流を深め、協定をも
とに相互に応援し合える体制を整えてまいります。長野県東御市については、双方向で行政職員
研修を実施し、今後の行政事務等の向上を図ってまいります。

都市農村交流の推進については、交流人口拡大の拠点施設として、引き続き佐藤家蔵の移築整
備、坂本東嶽邸の蔵、離れ座敷の改修整備を進めてまいります。

国際文化交流の推進については、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けてタイのホス
トタウンとしての機運を高めるため、タイの食文化講座の開催やタイ王国ノンタブリー県の中学
校との交流を推進してまいります。

観光については、美郷町が有する多様な資源を活用していくため、「美郷資源活用計画」を策定
するとともに、それを踏まえた「美郷町観光推進計画」も策定し、観光の拡大を推進してまい
ります。

また、大仙市、仙北市と連携し、「みずほの里ロード」を外国人でもわかりやすく利用できるサ
イクリングコースとして多言語ガイドラインや観光パンフレットの作成、海外旅行会社等へ誘客
PRなど、外国人観光客の誘致と受け入れ態勢を整えてまいります。

移住・定住の推進については、商工観光交流課内に設置している「美郷暮らしサポートセンタ
ー」を通じ、情報発信並びに移住希望者等のニーズに即した支援を引き続き実施するとともに、
美郷暮らし促進奨励金制度の周知を図り、移住・定住者の増加に向けて取り組んでまいります。

「活力と働くよろこびが満ちるまち」についてですが、農業の振興については、平成30年産か
らの米の制度変更を踏まえ、農業従事者をできる限り確保していくため、町単独の新規事業とし
て農作業に必要な機械・施設等の導入に支援策を講じてまいります。

また、農業経営の円滑な継承のため、独立・自営就農時の年齢が原則45歳以上60歳未満の意欲
ある中年層の就業希望者に対し、県と連携して就農初期段階の資金を給付し、地域農業の担い手
確保・育成に努めてまいります。

農業基盤の整備については、継続地区である金沢地区、畑屋中央地区への支援を行うとともに、
新規採択希望地区の鍵田・南谷地地区及び明田地・野際地区について、調査計画への支援を行っ
てまいります。

薬用植物栽培の推進については、キキョウ及びエイジツの栽培及び出荷拡大に向けて支援策を
講ずるとともにカンゾウの試験栽培を継続してまいります。とりわけ、キキョウについては薬用
植物栽培推進基金を活用し、栽培農家に対し、生産資材や出荷・販売等にかかる支援を行い、栽

培面積の拡大と安定的な生産、生産意欲向上等を図ってまいります。

工業の振興については、美郷町中小企業振興条例に基づき、企業の積極的な設備投資を促進するため奨励金の交付を継続するほか、中小企業の経営安定を図るため、町の融資制度を活用した中小企業等に対する保証料や利子補給等の支援を引き続き実施し、事業の安定化に向けた取り組みを推進してまいります。また、新たに首都圏の企業経営者に美郷町産業大使を委嘱し、講演等を通じて企業経営への助言や新たなネットワーク構築への支援を行ってまいります。

商業の振興については、六郷地区の中心市街地活性化に向け、地域と連携して活性化計画を推進するとともに、新たにまちなかエリア活性化促進事業を実施し、空き物件の利活用によるにぎわいスペースの創出、活用を図ってまいります。また、新たに美郷ブランド認定事業を実施し、消費者に支持される商品を美郷ブランドとして認定することにより、商品の販路拡大及び町のイメージアップを図ってまいります。さらに、新たに美郷町海外ビジネス推進事業を実施し、海外における情報発信やビジネスを支援してまいります。

労働雇用対策の充実については、新卒者をはじめとした雇用創出に対して支援するとともに、資格取得、技術取得に係る就労支援事業を継続して実施し、雇用の確保、人材育成に向けて取り組んでまいります。また、引き続き技能功労者の表彰により、技能者の地位向上を図るとともに、技術水準の維持・向上による産業活性化を推進してまいります。

「快適で安全・安心に暮らせるまち」についてですが、交通安全及び防犯に係る施設整備として、転落防止柵等の設置や更新、カーブミラーやグリーンベルトの設置、防犯灯のLED化を推進してまいります。

防災体制の強化については、希望される方の携帯電話に防災情報をお届けする登録制メールシステムを新たに導入してまいります。また、防災情報等の屋内伝達を目的にした防災緊急告知ラジオについては、平成30年度が最終年度に当たり、2,021台を設置してまいります。

防火設備については、防火水道管の更新を完工させるとともに、耐用年数を超えた消防用小型ポンプ3台を更新してまいります。

「安定した行政経営のまち」についてですが、美郷町公共施設等総合管理計画における課題等の解決を図るため、現在策定作業を進めている美郷町公共施設等の管理運営に関する最適化構想を踏まえ、美郷町公共施設等最適化実施計画及び個別実施計画書の策定に着手してまいります。また、平成29年3月に策定した「町有バス更新計画」に基づき、老朽化した町有バスを更新し、利用団体等の利便性の向上を図ってまいります。

以上、町政推進の基本的な考え方や主な施策について申し上げます。

私どもを取り巻く環境が刻々変化していく中、今後もできる限り迅速に変化を捉えるとともに、必要な対応を的確に講じてまいる認識で各般の取り組みを進めてまいりたいと存じます。そのためにも、私を含む全職員が状況把握と対応について、意識を高く保つとともに迅速な判断と実践に努めてまいりたいと存じます。

その上で、こうした認識での取り組みの積み重ねが、住みよさを一層実感できる美郷町の形成につながるよう、そして誇りを持って他者に語れる美郷町につながっていくよう、引き続き努力してまいりたいと存じます。

町民各位には、こうした方針にご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には引き続き大所高所からのご指導をいただけますようお願い申し上げ、施政方針といたします。

◎陳情第13号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、陳情第13号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第13号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に提案される議案は、教育長福田世喜君に関係がありますので、本人の退席を求めます。

暫時休憩します。

（午前10時48分）

（午前10時48分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第1号の上程、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、同意第1号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、これまでの活動実績及び人格識見を踏まえ、福田世喜氏を引き続き教育長に任命したく同意を得たいので提案するものです。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第1号 美郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

福田世喜君を入场させてください。

暫時休憩します。

(午前10時50分)

(午前10時51分)

○議長(澁谷俊二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第4号の上程、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第7、議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 藤谷氏は平成27年4月から人権擁護委員に就任され、人権啓発活動や人権問題に熱意をもって活動されております。同氏は平成30年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。よろしくご審議を、お願いいたします。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり決しました。

◎議案第5号の上程、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第8、議案第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 高橋智子氏は長年にわたり教職員のご経験があり、在職中いじめ等の問題にも取り組まれ、子供たちの健やかな成長のため指導に当たってこられました。同氏は人格識見が高く、広く社会の実情に精通され、人権擁護に対して大変ご理解がある方で、問題解決に熱意をもって活動してくださることが期待されます。

よって、高橋智子氏を人権擁護委員して法務大臣に推薦したくお諮りするものです。よろしくご審議を、お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり決しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の変更について、ご説明いたします。

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部の庁舎棟が5月ころ完成することから、組合の事務所を新消防庁舎の4階に移転することに伴いまして所要の規定を改正したく提案するものでございます。

議案資料集1ページの新旧対照表をごらん願います。

第4条中の「大仙市大曲日の出町2丁目7番53号大仙市大曲交流センター内」を「大仙市大曲栄町13番47号」に改めるものでございます。

この規約の変更は平成30年6月18日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第6号の説明が終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第7号 町道の認定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第7号 町道の認定につきまして説明いたします。

今回町道認定に付すべき路線は県営農地集積加速化基盤整備事業本堂城回地区で整備された97路線3万3,998.0メートル並びに同事業大畑地区で整備された38路線9,755.5メートルにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

認定する路線につきましては、10ページから17ページに記載してございます。また、各路線の場所につきましては、議案資料集の3ページから5ページに記載してございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第7号の説明が終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第8号 町道の廃止についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第8号 町道の廃止につきまして説明いたします。

今回町道廃止に付すべき路線は県営農地集積加速化基盤整備事業本堂城回地区に編入された58路線3万7,450.2メートル並びに同事業大畑地区に編入された29路線9,656.7メートルにつきまして、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

廃止する路線につきましては、20ページから24ページに記載してございます。また、各路線の場所につきましては、議案資料集6ページから8ページに記載してございますので、ごらんください。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第8号の説明が終わりました。

議案説明途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前10時59分)

(午前11時10分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第9号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（齊藤敦子君） 議案第9号 美郷町税条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、特定非営利活動法人凜々会が解散したことに伴い、町民税の寄付金税額控除の規定を改正したく提案するものでございます。

それでは、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集9ページをごらん願います。

これまで町が個人町民税の寄付金税額控除の対象として指定していた特定非営利活動法人凜々会が解散した旨の届け出をしたため、第33条の7第1項第2号の表中にある「特定非営利活動法人凜々会」を削除するものでございます。

議案集にお戻りいただいて、26ページをごらん願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第9号の説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第10号 美郷町手数料条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第10号 美郷町手数料条例の一部改正につきまして説明いたします。

議案資料集は10ページをごらんください。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年4月1日に施行することに伴い、関連する当条例の所要の規定を改正したく提案するものです。

具体的には、町が管理する河川につきまして、砂利採取法による砂利の採取計画の認可申請並びに計画変更の認可申請における手数料について、人件費単価または物価水準の変動を考慮し、

3年ごとに見直ししており、今回改正を行うものでございます。

改正条文は28ページに記載してございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第10号の説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第11号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第11号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について説明いたします。

提案理由ですが、国民健康保険法施行令の一部改正により都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことになったことによりまして町の関係条例の整理のための改正でございます。

裏面、改正条文（案）をごらんください。

第1条において、財政的な責任が県に移ることにより町が取り扱う業務として「事務」を追加します。

第2条において、一部改正により改正された附属機関としまして国民健康保険事業の運営に関する協議会を設置することとなり、関係する名称等の改正を行うものでございます。

附則にて、この条例の施行は平成30年4月1日と定めるほか、改正に伴いまして美郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例において協議会の名称を改正する必要が生じたので、附則にて名称を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。

資料集11ページの新旧対照表をごらんください。

第1条で事務の追加、第2条で名称等を変更しております。

また、附則第2項によりまして改正として別表で委員の名称を変更させていただいております。

以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第12号 美郷町地販地消・地産外商推進条例の一部改正に

ついてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第12号 美郷町地販地消・地産外商推進条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、広く消費者に支持される町内産品を美郷ブランドとして確立し、地販地消・地産外商のより一層の推進を図るため条例の一部を改正することについてお諮りするものです。

一部改正の改正条文は次のページ32ページでございますが、改正内容につきましては、議案資料集にて説明させていただきます。議案資料集12ページをお願いいたします。

第1条の目的ですが、「商品価値向上による」の言葉を加え、町内販売品等の地域内外の流通と販売をさらに促進させることとしました。

第2条の定義ですが、第5号に「美郷ブランド 町内生産品等で消費者から幅広く支持されていると認められる商品群」を加えました。これは、今後、町、事業者、経済団体等が一体となり、美郷ブランド確立に向け連携していくため用語として定義したものでございます。

第3条の基本理念ですが、第2号に主語として「事業者」を加え、「美郷まるごとブランドとしての商品価値を高め」を「美郷ブランドの確立に向けて」に改め、「開発」から「開発改良」に改め、町内産品等の品質向上により販売促進を図ることとしました。

第3号も同様に主語を加えたものでございます。

続きまして、13ページの第4条及び第6条において「情報発信及び情報共有」を加え、従来の事業者間及び経済団体との連携がより密接になるよう改めております。

第7条の事業者の役割ですが、「消費者に幅広く支持される商品の開発改良に努め」を加えました。これは事業者が美郷ブランドを確立するに際し、消費者に支持される商品の開発改良が重要であることから加えたものでございます。

第8条の町民の役割ですが、町内生産品等の評価と町外に対する美郷ブランドとしての魅力アピールについて加えております。

第8条までにおいて、主に「美郷ブランドの確立」「消費者からの支持」「情報発信・情報共有」という語句を加え、改正をお願いするものですが、本条例を議決いただいた後の要綱等による運用の概要について、ご説明申し上げます。

今後、町内で栽培・生産・製造された産品について、美郷ブランドの認定を受ける場合の手続を規定する美郷町ブランド認定事業実施要綱を定めます。事業者が美郷ブランドとして認定を受

きたい商品について申請があった場合、町は商品を購入した消費者が評価を書き込める評価基準用紙を交付いたします。消費者からの一定数以上の返信があり、かつ一定以上の評価があった場合、消費者の支持を受けた商品として認定商品とするものでございます。

その後、認定を受けた商品を紹介する冊子を発行し、町内事業者、町民のほか観光パンフレットと同様に広く配布することにより美郷ブランドの周知に努める所存でございます。

13ページ下段から14ページの第9条地販地消・地産外商推進会議ですが、町、事業者、経済団体が情報を共有し、直接紹介する消費者からの支持と評価を得る美郷ブランドを確立することとし、会議を廃止するものでございます。

議案集32ページを、お願いいたします。

附則でございますが、公布の日から本条例を施行するものでございます。

以上で、終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第12号の説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、議案第13号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第13号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、説明いたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2に新たに住所地特例の見直し規定が新設されたことにより、町の後期高齢者医療に関する条例についても所要の改正を行うために提案したものでございます。

改正の趣旨ですが、国民健康保険の資格の適用は現住所で行うことが原則とされていますが、施設等に入所し、住所が移った方については、前住所地の被保険者とするとしております。しかしながら、後期高齢者に係る現行制度では国保の住所地特例者が75歳に達しまして国保から後期に加入する場合、住所地特例が適用されず、施設所在地の広域連合が保険者となっております。この取り扱いについて、現に国保の住所地特例を受けている者が広域連合の被保険者となる場合は前住所地の保険者となるよう見直すものでございます。

改正条文は裏面ですけれども、資料集15ページ、新旧対照表で説明しますので、ごらんください。

後期高齢者の医療に関する法律の第55条の2第2項に住所地特例の規定が盛り込まれたことから、これを準用する規定を美郷町後期高齢者医療に関する条例の第3条第1項の各号に準用規定を盛り込むものでございます。

もう一度、議案の34ページのほうをごらんください。改正条文でございます。

附則としまして、平成30年4月1日からの施行でございます。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、議案第14号 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋一久君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、美郷町宿泊交流館アリーナ用具庫を改修し、町民の健康維持・増進や各競技の合宿誘致などご活用いただくためトレーニング室を整備する予算を、平成30年度当初でお願いしてございますが、その利用に係る料金等を改正いたしたく提案するものでございます。

改正条文は次の36ページでございますが、新旧対照表にてご説明しますので、議案資料集一番後ろ、17ページをお願いいたします。

条例第7条関係の別表第1にトレーニング室の利用時間「午前9時から午後9時まで」と「休館日」を加えるものでございます。9時から9時までにするのは、アリーナと時間が違ってございますが、トレーニング機器の維持管理、保守に時間を要するため1時間少なくするものでございます。

次の第12条関係の別表第2でございますが、トレーニング室の利用料金は1人1時間につき上限を210円とするものでございます。

議案集36ページにお戻りください。

附則として、この条例は平成30年4月1日からの施行とするものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、議案第15号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第15号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について、ご説明いたします。

提案理由ですが、これまでの事業に要した起債の償還などに充てるため、1億5,000万円以内の金額を一般会計から特別会計へ繰り入れし、美郷町下水道事業の円滑な推進を図るものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第19、議案第16号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第16号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、これまでの事業に要した起債の償還などに充てるため、1億3,000万円以内の金額を一般会計から特別会計へ繰り入れし、農業集落排水事業の円滑な推進を図るものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、議案第17号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第10号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第17号について、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,546万2,000円を追加する件、債務負担行為の補正2件、繰越明許費の補正3件及び地方債の補正4件でございます。

はじめに、47ページ、第2表債務負担行為補正からご説明いたします。

1件目の農林・漁業経営フォローアップ資金等利子助成補助金でございますが、昨年7月の豪雨により被災した農業者が同資金を利用した場合、利子助成を行う事項を追加するものでございます。

また、2件目の美郷町中小企業振興資金融資制度利子補給でございますが、融資実績の伸びに伴う補助金総額の増額のため限度額を変更するものでございます。

続きまして、48ページ、第3表繰越明許費補正をご説明いたします。

まずは、2款1項起業者等総合支援事業でございますが、内容といたしましては理容院・美容院の開業に対する支援でございます。今冬の豪雪により事業用建物の建築工事が年度内の完成が見込めない状況であることから次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、6款1項農業経営等復旧・再開支援対策事業でございますが、昨年7月の豪雨被害に伴う復旧・再開支援事業でございます。大豆の種子等の購入部分につきまして、県が繰越明許費を設定することに合わせて次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、同じく6款1項農地集積加速化基盤整備事業でございますが、県営基盤整備事業の金沢地区と畑屋中央地区の2地区でございます。

なお、金沢地区は森先、中関地内の用排水路などの部分でございます。平成29年度国の補正予算関連事業であることなどから、年度内の事業完了が見込めないため次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、49ページ、第4表地方債補正を説明いたします。

まずは、地方債の追加でございますが、平成29年度国の補正予算関連事業であります県営基盤整備事業の負担金の財源としまして農業生産基盤整備事業債を計上するものでございます。

また、変更の3件につきましては、充当する事業の事業費の確定などにより起債額を調整するものでございまして、合併特例債につきましては6,610万円、過疎対策事業債につきましては2,290万円、緊急防災・減災事業債につきましては300万円のそれぞれの限度額の減額でござい

す。

続きまして、歳入につきましてご説明をいたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、年度末を迎えまして事務事業の完成や終了等を受けまして使用料や国・県の補助金等の補正件数が多くなってございます。「こうした実績による」や「事業の完了による」などの理由での増減につきましては、特別説明が必要であると思われる部分以外は省略をさせていただきまして、順次説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、54ページ・55ページをお願ひいたします。

上から2段目の9款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税の1億7,096万8,000円の増額でございます。これによりまして平成29年度の普通交付税の予算計上額は53億8,363万1,000円となりまして、歳入見込み額と同額となります。

○生涯学習課長（高橋一久君） 続きまして、12款1項1目1節土地使用料でございますが、宿泊交流館ワクアス敷地内に設置しました電柱1本分の敷地使用料の追加でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2目民生使用料2節こども園使用料でございますが、町立認定こども園で受け入れております他の自治体に居住しているお子さんの人数増に伴い、使用料収入も増えたことによる増額でございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次のページ、56ページ・57ページ中段をお願ひいたします。

2目1節、失礼しました。1項7目1節でございます。失礼しました。学友館入館料の減額でございますが、昨年開催しましたタイ王国文化展の入館料を計上してございましたが、タイ王国との文化交流を広く周知を図る目的で入館料を無料としたことによるものでございます。

次の中央ふれあい館使用料の増額でございますが、学習塾の利用や営利利用が増加しているため増額するものでございます。

次の2節南体育館使用料の増額でございますが、冬期間の運動不足の解消にフットサル等の利用及び大会利用が増加したため増額となるものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 1枚めぐりまして、次の58・59ページ上段をごらんください。

13款1項1目2節の障害者福祉費負担金ですが、障害児のデイサービス利用者の利用日数が増加し、現予算に不足が生じることが見込まれることから、これは歳出に必要な予算を計上しますので、かかる費用の国負担分、2分の1分を計上しております。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の2項4目2節農山漁村振興交付金の増額でございますが、佐藤家蔵移築工事並びに坂本東嶽邸改修工事への国庫補助金でございまして、事業実績による増額

でございます。

○農政課長（高橋 穰君） その下、4節災害復旧費補助金、梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業費補助金ですが、夏の豪雨により被害を受けた農産物への追加防除や追肥等の経費に対し、国の補助事業が採択になったことにより追加するものです。経費の2分の1補助です。

○教育次長兼教育推進課長（西鳥羽 裕君） 6目教育費国庫補助金でございますが、要保護児童2名、要保護生徒2名の就学援助費補助金でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2項2目民生費の県補助金3節児童福祉費補助金でございますが、市町村子ども・子育て支援事業費補助金について、1月4日付で交付決定があったことから、その金額を調整するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 1枚めぐりまして、60ページ・61ページの中ほどでございます。14款1項1目2節の障害者福祉費負担金ですが、先ほどの国と同様にデイサービス等の利用者が増えたため県負担分としまして4分の1分を計上しております。

○農政課長（高橋 穰君） 62ページ・63ページをお願いいたします。

4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金の中段、農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金は夏の豪雨により被害を受けた農作物の中耕経費及び再開のための種子種苗購入経費に対する補助です。農作物への追加防除・追肥に対する補助については先ほどご説明いたしました。が、国庫補助の採択を受けたことにより、こちらの予算から13款に組み替え、この組み替え分も含め、実績により増額するものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次に、66・67ページをお願いします。

中段の15款1項2目1節利子及び配当金の配当金ですが、六郷開発株式会社より110万円のほか、秋田銀行、東北電力よりの配当があったものでございます。

2項1目1節不動産売払収入の土地売払収入は法定外道路水路など4件の普通財産の売払収入であり、立木売払収入は仏沢地区の搬出間伐材の売り払い実績による増額でございます。

2目1節物品売払収入ですが、スクールバス、除雪トラック、4トンダンプ、消防用小型ポンプなどの売払収入の実績によるものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、3目1節生産物売払収入ですが、町ラベンダー園の摘み取り料金3,395件分について補正をお願いするものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページです。16款1項1目1節の一般寄付金については、3法人及び1個人からの寄付金分でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく、2目の指定寄付金のふるさと美郷応援寄付金でございま

すが、今回700万3,000円の増額を計上しまして現計予算額が1,600万3,000円となります。昨年度実績との比較では865万1,000円、118%増となります。

また、地方創生応援寄付金、企業版ふるさと納税でございますが、株式会社龍角散より生菓の里 美郷構想推進事業に対しまして1,000万円の寄付をいただきまして、当初予算計上分との差額を計上するものでございます。

○農政課長（高橋 穰君） その下、薬用植物栽培支援寄付金ですが、町で取り組んでいるカンゾウ、キキョウ等の薬用植物栽培について、継続的な事業推進と農家の栽培支援等に役立てていただきたいという趣旨で株式会社龍角散より3,000万円の寄付がございましたので、予算を計上するものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、17款繰入金でございます。公益財団法人秋田県市町村振興協会からの借入金の一部5億3,707万6,000円の繰り上げ償還の財源としまして減債基金から2億円を繰り入れるものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、下段、19款5項3目1節過年度収入の公共土木施設災害復旧事業国庫負担金過年度収入でございますが、平成27年7月の梅雨前線豪雨に伴う町道真昼岳線災害復旧工事への交付額確定に伴う増額です。補助率は3分の2でございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次のページ、4目1節雑入でございます。上から4行目、体育事業参加料の増額でございますが、10月に行われました中学校新人駅伝競争大会の参加チーム数の増と1月開催のスキー教室参加者増によるものでございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次の保険料受入金ですが、自動車共済解約等に伴いました受入金でございます。保険金受入金については、総合賠償保険金1件、車両共済1件、建物災害共済6件分の受入金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 下から2つ目の後期高齢者低栄養防止・重症化予防推進事業としまして事業採択を予定しておりましたが、75歳以上の事業参加者が対象基準を満たすに至らず減額にします。

その下、療養給付費負担金ですが、平成28年度分が確定となり多く支出した分を計上いたします。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、20款町債でございます。1目総務債から次のページの8目農林水産業債まででございますが、充当する事業の実績や県との充当協議などを踏まえての増減を計上してございます。

なお、8目農林水産業債の1節農林整備事業債でございますが、国の補正予算関連事業であり

ます県営基盤整備事業の負担金の財源として6,520万円を計上するものでございます。

歳入は、以上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページをお願いします。

歳出ですが、はじめに各款項目の2節、3節、4節の人件費について、一括して説明いたします。128ページからの給与費明細書をごらん願います。

特別職につきましては、議会議員改選による期末手当の期間率の関係により減額調整するものでございます。一般職ですが、2節、3節の給与費が421万4,000円、4節の共済費が510万円のそれぞれ減額となっております。

退職・育児休業等による不用額をそれぞれ減額としておりますが、退職手当組合負担金については、早期退職により増額となっております。

共済組合負担金については、追加費用額等の確定により減額とするものでございます。

人件費の概要は、以上でございます。

歳出の74ページにお戻り願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、人件費以外の歳出における今回の補正予算についてでございますが、歳入と同様、事務事業の完成や終了等受けての補正が多くなってございます。こちらも特別説明を必要とする部分以外は省略をさせていただきます、それ以外の項目につきまして順次説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○税務課長（齊藤敦子君） 82ページ・83ページをお願いいたします。

中段の2款2項2目賦課徴収費14節事務機器借上料ですが、電子申告にふぐあいが生じた場合、従前のように紙の申告書となり、昨年はマイナンバー関係書類の写しを添付しなければなりませんでしたが、大曲税務署と合意書を取り交わし、今回から申告相談会場で税務課職員が確認するのみでマイナンバー関係書類の添付が不要になりました。そのためコピー機を6台から3台にすることができ、3台分の減額を計上しております。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、88・89ページまでお進みください。

3款1項1目社会福祉総務費の23節償還金利子及び割引料ですが、臨時福祉給付金の27年度分の精算が確定し、多く頂戴していた分を返還いたします。

その下、2目の障害者福祉費の20節扶助費ですが、歳入で計上しましたが、障害児の施設利用、主に放課後デイサービス利用者の利用日数について当初6人で月10日程度の利用を見込んで予算計上しておりましたが、現在10人の方が利用されている状態にあり、予算に不足が生じることが見込まれるため予算の追加をお願いいたします。

その下の23節の返還金は、平成28年度分の障害者自立支援給付費及び医療費の国庫負担金額が確定しましたので、多く頂戴していた分を返還いたします。

次の3目高齢者福祉費の13節委託料の3行目、介護予防包括的支援事業ですが、利用者が増加していることによりまして、延べ70人分の追加補正をお願いいたします。

次の90・91ページ中ほどを、ごらんください。

23節の償還金利子及び割引料の返還金ですが、平成28年度分の地域支援事業の精算によるものでございます。以上です。

○教育総務課長（煙山光成君） 続きまして、3款2項3目児童福祉施設費でございますが、11節は、この冬、例年になく冷え込んだ日が多かったことからこども園の暖房に要する灯油及び電気の使用料が伸びたこと、さらに灯油代の値上がりもあって燃料費及び光熱水費の増額をお願いするものでございます。次の14節下水道使用料と農業集落排水施設使用料でございますが、予算に不足が見込まれるために増額をお願いするものでございます。

次のページ、92ページ・93ページ上段をお願いいたします。

4目子育て支援費でございますが、12節役務費に関しましては、放課後児童クラブの電話代の増額、23節は平成28年度子ども・子育て支援交付金が確定し、その精算に伴うものでございます。

○農政課長（高橋 稔君） 98ページ・99ページを、お願いいたします。

6款1項3目農業振興費の19節下段農業経営等復旧・再開支援事業費補助金は歳入でもご説明いたしましたが、国の補助事業である梅雨期豪雨対応緊急支援事業として被災農作物への追加防除・追肥経費に対する補助8件約135アール分、県補助である農業経営等復旧支援事業として被災農作物の中耕経費に対する補助6件約21ヘクタール分、及び農業経営等再開支援事業として種子種苗購入に対する補助11件約22ヘクタール分、これらの実績により増額するものでございます。

その下、農業・漁業経営フロォーアップ資金等利子助成補助金ですが、豪雨による農業被害に対する無利子の融資枠を設定し、その利子助成分を予算化しておりましたが、今年度中の利子助成の対象となる借り入れがなかったことから全額減額するものでございます。

続きまして、102ページ・103ページをお願いいたします。

6款1項8目農村整備費19節下段県営基盤整備事業費負担金ですが、金沢地区及び畑屋中央地区の圃場整備事業費が国の補正により増額となったことに伴い町の負担金も増額するものでございます。

その下、県営基盤整備事業調査計画費負担金ですが、事業採択を希望している罫田・南谷地地区及び明田地・野際地区の圃場整備事業調査計画費の精査により増額するものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、108ページ・109ページをお開きください。

中段、8款2項2目道路維持費18節備品購入費の除排雪機械購入費でございますが、社会資本整備総合交付金事業を活用して3台購入を当初予算にて計上しておりましたが、町の申請額に対して交付率が28.2%にとどまり、1台のみの購入となり2台分を減額したものでございます。そのほかにつきましては、発注実績による減額でございます。

続きまして、3目道路新設改良費9節旅費及び13節委託料でございますが、先ほど説明した社会資本整備総合交付金事業の金額の確定により執行できなかった測量調査費及び用地交渉のための旅費を減額したものでございます。

続きまして、110ページ・111ページをお開きください。

15節、17節及び22節につきましても、先ほどの説明と同様社会資本整備総合交付金額の交付額に見合う発注実績による減額でございます。

続きまして、112ページ・113ページをお開きください。

上段、8款5項1目下水道費19節の浄化槽設置整備事業補助金ですが、当初70基分を計上しておりましたが、29年度実績見込みとして35基分と見込まれることから実績見込みにより減額するものでございます。同じく、浄化槽水質環境保全費補助金につきましては、当初1,500人分を計上しましたが、実績見込みとして1,520人が見込まれることから20人分を増額するものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 114ページ・115ページをお開きください。一番下、下段でございます。

10款2項小学校費1目学校管理費でございますが、灯油価格の上昇により燃料費に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

○教育次長兼教育推進課長（西鳥羽 裕君） 次の116・117ページをお開きください。

10款2項2目11節需用費でございますが、平成30年度から初めて使用される小学校特別の教科「道徳」の教科書に対応した教師用指導書等を年度内に準備するために補正をお願いするものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 同じページの中段をお願いいたします。

3項中学校費1目学校管理費でございますが、小学校と同様灯油価格の上昇により燃料費に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次のページをお願いいたします。

4項1目9節、一番上の旅費でございますが、事業調整のための旅費に不足が見込まれるため追加をお願いするものでございます。次に下の段、4目11節燃料費でございますが、北ふれあい

館等社会教育施設の燃料費が単価高騰により不足が見込まれるため追加をお願いするものでございます。

次はページが飛びますが、122・123ページをお願いいたします。

中段、5項2目11節、こちらも燃料費でございますが、総合体育館リリオス等の保健体育施設の燃料費が単価高騰及び利用の伸びにより不足が見込まれるため追加をお願いするものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 同じページの下段のほうをお願いいたします。

3目の学校給食費11節需用費でございますけれども、燃料費に関しましては灯油価格の上昇に伴うものでございます。

同じく修繕料でございますが、北学校給食センターの管理用ボイラー、南学校給食センターの食器類の洗浄機等にふぐあいがありまして、その修繕費をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、124ページ・125ページ中段をお願いいたします。

12款1項1目公債費の元金でございますが、借り入れ利率の見直しの結果による元金の増加等を計上するものが138万8,000円、財政健全化の取り組みの一環として後年度の財政負担の軽減のため町債の繰り上げ償還を実施する分が5億3,707万6,000円でございます。繰り上げ償還分の内容でございますが、平成19年度から23年度までに秋田県市町村振興協会から借り入れたもので、借入利率は0.7%から1.1%でございます。

同じく2目利子でございますが、借入利率の見直しの結果等による減額でございます。

続きまして、13款1項1目基金費でございます。ふるさと美郷子ども育成基金分を700万3,000円計上してございますが、ふるさと納税の増額分でございます。

○農政課長（高橋 穰君） その下、薬用植物栽培推進基金積立金は株式会社龍角散からいただきました3,000万円の寄付金を全額基金に積み立てるものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、126ページ・127ページをお願いいたします。

14款予備費でございますが、歳入歳出の差額を調整するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第17号の説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、議案第18号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第18号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、退職被保険者の減少から保険税及び保険給付費の減少が見込まれること、及び本年度分としまして国・県などの負担金、交付金が確定したことにより6,953万9,000円の減額をするものでございます。

一般会計同様、特に説明を要しないものにつきましては、省略させていただきます。

歳入を説明しますので、140ページ・141ページをお開きください。

1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税ですが、退職者医療制度は平成26年度に既に廃止となっておりますが、経過措置を設けまして現行制度を存続しております。新しい被保険者が増えることはありませんが、見込みにより被保険者数の減少人数が増えたことから保険税の収入が減少するものと見込み、減額計上しました。

次の3款1項国庫負担金から次のページ、9款までの交付金負担金ですが、本年度の確定及び実績見込みによるものでございます。

歳出を説明しますので、144・145ページをお開きください。

1款総務費は実績です。

2款の1項療養諸費、2項の高額療養費とも退職被保険者の減少によりかかる保険給付費も減少すると見込み、減額しております

次の146・147ページ、中段をごらんください。

3款1項の後期高齢者支援金、それから6款1項の介護納付金は額の確定によるものでございます。

次の148・149ページをごらんください。

8款は早朝健診が終わりましたので、実績見込みにより減額します。

負担金収入や保険税収入も少なくなりましたが、それ以上に給付に係る費用が減ったため当該金額を12款の予備費にて調整しております。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第18号の説明が終わりました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時56分）

(午後 1時00分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第22、議案第19号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第19号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正の内容は、事業完了見込みにより歳入歳出それぞれ439万2,000円を減額する件と、繰越明許費の設定1件でございます。

初めに、155ページをお開きください。第2表繰越明許費から説明いたします。

この繰越明許費ですが、流域下水道大曲処理区施設の長寿命化計画の策定がおくれたことにより繰り越しする旨、秋田県から通知があり、その負担相当額を計上しております。

続きまして、160ページ・161ページをごらんください。

歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、実績精査による減額でございます。

5款3項1目雑入は検定満期となったメーター器のスクラップ収入を計上しております。

6款1項1目下水道事業債は流域下水道大曲処理区建設事業費負担金額確定による減額でございます。

続きまして、162ページ・163ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目3節職員手当等につきましては、人事異動に伴う不用額をそれぞれ減額しております。4節共済費につきましては、共済負担金額の確定による増額を計上しております。

2項の歳出につきましては、事務事業の完了または完了見込み、負担金額の確定による減額でございます。

3項1目より8万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第23、議案第20号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第20号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正の内容は事業完了見込みにより歳入歳出それぞれ75万4,000円を減額する件でございます。

歳入から説明いたします。176ページ・177ページをお開きください。

歳入でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は実績精査によるものでございます。

6款3項1目雑入は検定満期となったメーター器のスクラップ収入の増を計上したものでございます。

続きまして、178ページ・179ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費13節調査委託料は発注実績による減額、27節公課費は消費税納付額の確定による増額でございます。

2項及び2款1項の歳出につきましては、発注実績による減額及び償還金利子の確定による減額でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第24、議案第21号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第21号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料の増が見込まれることから関係する予算を調整しまして1,386万7,000円

を増額するものでございます。

歳入を説明しますので、188・189ページをお開きください。

1款1項2目後期高齢者医療保険料ですが、当初見込みより増が見込まれるため増額補正をします。

3款ですが、特別会計において被保険者の減税分を補填するため一般会計から繰り入れすべき額が確定しましたので、不用額を減らします。

次の190・191ページですが、歳出でございます。

歳入で調整した金額を2款1項1目の後期高齢者医療広域連合への納付金に計上します。

説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第21号の説明が終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第25、議案第22号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第22号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第4号につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正の内容の主なものは年度末を迎え、収入においては水道使用料や建設事業費の確定見込みによる補正であり、支出におきましては発注実績による減額が主となっております。

それでは、200ページ・201ページをお開きください。

収益的収入からご説明申し上げます。

1款1項1目給水収益は利用実績見込みによる減額でございます。

2目受託工事収益は千畑東部地区の消火栓移設工事の工事費確定による減額でございます。

3目手数料は給水装置工事検査手数料13件分の増額、給水装置工事事業者指定手数料は1件分の増額を計上したものでございます。

2項1目受取利息は利息確定による減額。

3目加入金は6件の増額。

5目雑収益は検定満期のメーター売却益の減額、前金払い返還金は施設統合により六郷西部上水道の稼働停止に伴う電気工作物保安管理業務委託料の減額によるものでございます。

6目消費税及び地方消費税還付金は額の確定による増額です。

